



はーと なび



社団法人 全国腎臓病協議会

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-20-9 巣鴨ファーストビル3階

2013年7月17日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

6月の国交省より発表記事

「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)」を発表しました (平成25年6月12日付)

国交省では、公共交通機関の旅客施設・車両等のバリアフリー化整備内容等を示した「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン(旅客施設編・車両等編)」(前回改訂:平成19年7月)について新たなニーズ、課題、技術的進展等を踏まえて改訂をしました。

バリアフリー整備ガイドラインとは、平成18年にバリアフリー新法(高齢者・障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律)が施行されたことを受け、公共交通機関の旅客施設・車両等・旅客船をバリアフリー化する為の望ましい整備内容等を示すものです。

平成2年に策定された「心身障害者・高齢者のための公共交通機関の車両構造に関するモデルデザイン」以降、3回目の改訂となります。(1回目:平成13年、2回目平成19年)

また、平成23年3月31日には、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正されて、平成32年度末までの新たな移動等円滑化の目標(移動等円滑化された車両の割合及び台数の引き上げ等)が示されました。

《変更した内容》

平成25年までのガイドライン(改訂前)	平成25年以降のガイドライン(改訂後)
1. 標準的な(整備)内容 (省令に基づく内容とそれ以外の内容が混在)	1. 移動等円滑化基準に基づく整備内容 (省令に基づく整備内容とそれ以外の整備内容を分離することで、整備の内容区分を明確化)
2. 望ましい整備内容	2. 標準的な整備内容
	3. 望ましい整備内容

同ガイドラインは、福祉車両の乗降口の広さやリフト等の各整備箇所について、「移動等円滑化基準に基づく整備内容」「標準的な整備内容」「望ましい整備内容」に分けて記載してあります。福祉車両を運転、管理される際のご参考までに下記に資料添付場所を記しました。

(参考資料)

1. 国交省 ホーム>報道・広報>報道発表資料>6月12日>「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」の改訂について
http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000066.html
2. 国交省 ホーム>政策情報・分野別>政策・仕事>総合政策>バリアフリー>公共交通関係のガイドライン
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sousei_barrierfree_mn_000001.html

各地の活動報告

1. 奈良県腎友会が「透析患者通院交通費助成に関する請願書」を県議会へ提出しました。

平成 24 年 7 月に、奈良県内血液透析患者 1,857 人を対象に「透析患者の通院実態調査」を行いました。その結果、県内透析患者の平均年齢は 68.2 歳でした。

(60 代：610 名、70 代：584 名、80 代：281 名) と 65 歳以上の割合が全体の半分以上を占めるなど高齢化が進んでいます。

また、所得に関しては、年間所得が 300 万以下患者の割合が全体の 70%を占めました。

(100 万円未満：351 名、100 万円以上 200 万未満：426 名、200 万以上 300 万未満：426 名)

この結果を踏まえて、奈良県腎友会は、透析患者の通院交通費助成に関して、県議会へ請願の取り組みを行いました。

◆ (請願書提出までの経緯)

- ・平成 24 年 7 月 県内透析者の通院実態調査及び施設の通院実態と設備調査を実施
- ・平成 25 年 2 月 人工透析者の通院交通費助成に関する請願書を県議会へ提出
- ・平成 25 年 3 月 同請願書が県議会厚生委員会より全会一致で趣旨採択された

◆ (奈良県腎友会 多田事務局長よりコメント)

県議会では「今後、相応しい助成の仕方・方法を前向きに検討していきたい」と連絡があり、奈良県腎友会では引き続き行政活動に取り組んでいきます。

2. 長崎県腎協・平戸市地域腎友会が秋野公造環境大臣政務官に「平戸市における通院送迎対策に関する要望書」を提出しました。

現在、平戸市の南北に 100km ある地域では、過疎化が進み人口約 32,000 名が住んでいます。そのうち、3 人に 1 人は 65 歳以上の高齢者です。

高齢化により、70 歳以上の透析患者自身の運転には、透析後の病態の変化などが考えられ、安全に通院する点で課題があります。

交通については、コミュニティバスや路線バスは利用しにくく、タクシーについては、患者の利用負担が大きいです。

また、過疎地の問題・ボランティア運転者の成り手がいない等の問題があり、福祉有償運送の実施は難しい状況です。

それらの対策として、「相乗りタクシー」の実施を求め、秋野公造環境大臣政務官へ要望書を提出しました。

◆ (平戸市地域腎友会よりコメント)

秋野公造環境大臣政務官より「前向きに検討します。また検討材料として、平戸市の通院利用状況を調査してほしい」と連絡があり、

平戸市地域腎友会では、これから通院利用者の実態調査を開始に着手する予定です。

ここに注目！

国交省が「交通基本法と地域公共交通政策をめぐる最近の状況」を発表しました。（平成 25 年 6 月 12 日付国交省より）

平成 25 年 5 月 30 日に国交省にて第 34 回総合的交通基盤整備連絡会議が開催されました。会議の中で、国交省からの報告、「交通基本法と地域公共交通政策をめぐる最近の状況」が発表されました。昨年の衆議院解散に伴い、交通基本法案が廃案となり、国交省としては、交通基本法案にプラスして、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進する枠組みとなることを目指し、「交通政策基本法案」（仮称）の準備を検討中としています。

詳しくは国交省HP：

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/soukou-magazine/1305kokyokotsu.pdf>

全腎協としましては、今後の国交省の動向と、国会の動向に注視していきたいと思えます。

～お知らせ～

全腎協ホームページ「リンク集」に通院送迎事業所のリンク先を追加しました。

（確認方法：全腎協ホームページ→「リンク集」→「通院送迎ボランティア実施団体」）

下記にアドレスを記載しました。

【追加団体】

☆「ステップ福岡」

アドレス：<http://step-fukuoka.com/>

☆「通院介護センター さわやか」(八幡事業所・小倉事業所)

アドレス：<http://www.npo-sawayaka.net/>

☆「ほほえみ佐世保」

アドレス：<http://www.rak2.jp/town/user/hohoemisasebo/>

◆全腎協の通院介護支援事業のページは、今後立ち上げていきます。

また、通院送迎実施事業所でホームページ等開設された場合は、全腎協までご一報いただきたく、お願いいたします。

以上